

問い合わせ先電子メールアドレス訂正に係るご案内

令和8年1月13日

過日、大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長調査の開始に際してご案内した「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力をお願い（利害関係者共通）」（以下お願い紙という。）に記載の問い合わせ先電子メールアドレスに、以下のとおり誤りがございましたので、お知らせ致しますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

既に旧電子メールアドレス宛てにご連絡頂いた場合、経済産業省特殊関税等調査室宛てにお電話頂くか、または改めて訂正後の電子メールアドレス宛てにご連絡をお願いします。

誤：

本邦産同種の貨物の生産者、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物を使用する産業上の使用者からの「確認票」、「質問状」及びその他の提出物に係る内容等

問 合 せ 先	経済産業省 貿易経済安全保障局 特殊関税等調査室
所 在 地	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電 話 番 号	03-3501-3462
電子メールアドレス	qqfcbk@meti.go.jp
H P ア ド レ ス	https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/suisankari/index.html

正：

本邦産同種の貨物の生産者、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物を使用する産業上の使用者からの「確認票」、「質問状」及びその他の提出物に係る内容等

問 合 せ 先	経済産業省 貿易経済安全保障局 特殊関税等調査室
所 在 地	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電 話 番 号	03-3501-3462
電子メールアドレス	bzl-qqfcbk@meti.go.jp
H P ア ド レ ス	https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/suisankari/index.html

以上